一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　神奈川県
二　地域活性化総合特別区域の名称　さがみロボット産業特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）
二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　静岡県
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　九州アジア観光アイランド総合特区
二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　福岡県、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに九州観光推進機構
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十七号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村並びに名古屋港管理組合並びに三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社、東レ株式会社、中部国際空港株式会社、中部航空宇宙部品生産協同組合、川崎岐阜協同組合、天龍エアロコンポーネント株式会社、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター及び国立大学法人名古屋大学
二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制

○内閣府告示第百九十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市
二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　栃木県
二　地域活性化総合特別区域の名称　栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県
二　地域活性化総合特別区域の名称　畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業

○内閣府告示第百九十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　豊田市
二　地域活性化総合特別区域の名称　次世代エネルギー・モビリティ創造特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都府及び京都市
二　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百九十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百八十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十五年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大分県及び宮崎県
二　地域活性化総合特別区域の名称　東九州メディカルバレー構想特区（血液・血管医療を中心とした医療産業拠点づくり特区）